

貸付制度をご利用ください


組合員が臨時に資金を必要とするときや住宅の購入費用・子どもの教育資金が必要なときなど、本組合では貸付制度を設けております。

以下のとおり用途によって貸付の種類が分かれており、それぞれ貸付限度額が設定されています。

貸付を希望される場合については、所属所の共済事務担当課を通してお申込みください。
(貸付申込みにかかる締切日は、別表1をご参照ください。)



(令和6年4月1日現在)

種類	種別	貸付の理由	貸付限度額	貸付金の単位	償還期間	貸付利率
普通貸付	普通貸付	組合員が臨時に資金を必要とするとき	給料月額×6倍で最高200万円の範囲内	5万円単位(最低5万円) で、賞与併用償還の場合は最低30万円)	120月以内	1.26%
住宅貸付	住宅貸付	組合員が自己の用に供するため住宅を新築、増築、改築、移転、もしくは購入または住宅の敷地を購入するとき	給料月額に組合員期間に応じた月数を乗じた額または最低保証額(最高1,800万円) ※別表2のとおり	10万円単位 (最低50万円)	360月以内	1.26%
在宅介護 対応住宅 貸付	在宅介護 対応住宅 貸付	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅を新築、増改築、修理もしくは購入するとき	300万円(住宅貸付および災害貸付の貸付限度額または最低保証額に 加算可能)	10万円単位 (最低10万円)	300月以内	1.00%
災害貸付	災害家財 貸付	組合員の家財にかかる水震火災その他の非常災害および盗難等による損害を受けたとき	給料月額×6倍で最高200万円の範囲内	住宅貸付に同じ	120月以内	0.93%
	災害住宅 貸付	組合員の住宅または住宅の敷地にかかる災害による損害を受けたとき	住宅貸付に同じ(最低保証額も同じ) ※別表2のとおり	住宅貸付に同じ	360月以内	0.93%
	災害 再貸付	現に住宅貸付または災害住宅貸付を受けている組合員の居住する住宅または住宅の敷地にかかる災害による損害を受けたとき(法の規定による災害給付の支給を受ける程度の損害に限る)	住宅貸付の2倍に相当する金額で最高1,900万円の範囲内 ※別表2のとおり	住宅貸付に 同じ 	360月以内	0.93%
特別貸付	医療貸付	組合員またはその被扶養者の療養(高額療養費の支給対象となる療養を除く)にかかる費用が必要となったとき	給料月額×6倍で最高100万円の範囲内	5万円単位(最低5万円) で、賞与併用償還の場合は最低30万円)	84月以内	1.26%
	入学貸付	組合員またはその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)が、高等学校、中等教育学校(後期課程に限る)、大学、高等専門学校並びに専修学校および各種学校(以下「高等学校等」という。)に入学するとき	給料月額×6倍で最高200万円の範囲内	5万円単位(最低5万円) で、賞与併用償還の場合は最低30万円)	120月以内	1.26%
	結婚貸付	組合員、その被扶養者または被扶養者でない子、孫もしくは兄弟姉妹の婚姻にかかる費用を必要とするとき	給料月額×6倍で最高200万円の範囲内	5万円単位(最低5万円) で、賞与併用償還の場合は最低30万円)	120月以内	1.26%



種類	種別	貸付の理由	貸付限度額	貸付金の単位	償還期間	貸付利率
特別貸付	葬祭貸付	組合員の配偶者、子、父母もしくは兄弟姉妹または配偶者の父母の葬祭にかかる費用を必要とするとき	給料月額×6倍で最高200万円の範囲内	5万円単位(最低5万円で、賞与併用償還の場合は最低30万円)	120月以内	1.26%
	修学貸付	組合員またはその被扶養者(被扶養者でない子を含む。)の修学で高等学校等において修学している場合の費用を必要とするとき	修業年限を限度として、月15万円(単年度上限180万円)ただし、年度途中で当該年度分の貸付申込をする場合は、15日貸付については貸付月から当該年度末までの残月数に15万円を乗じた額、月末前日貸付については、貸付月の翌月から当該年度末までの残月数に15万円を乗じた額が限度となります。 【例】 7月15日貸付の場合は、9月(7月～3月までの月数)×15万円=135万円、7月30日貸付の場合は8月(8月～3月までの月数)×15万円=120万円	15万円単位	150月以内 ※据置期間 学校教育法で定める修業年限以内(最高6年)	1.26%



(注) 貸付利率は固定ではありませんので、変動する場合があります。地方公務員共済組合連合会の定款で定める「基準利率」に応じて、貸付利率が設定されることとなります。

貸付の申込みを検討する際の注意点

- 貸付日前までに、すでに支払済である費用は貸付対象になりません。
- 今回申込み貸付と併せて、既に借り入れている貸付・融資金・他の金融機関からの借入金に対する毎月の償還額の合計が給料月額の30%を超える場合、もしくは給料および期末手当等からの年間の償還額の合計が年収(給料月額の16倍)の30%を超える場合については貸付できません。
- 普通貸付を申込み際に添付する見積書の内容によっては、貸付実行後に領収書等の提出をお願いする場合があります。

○別表1

貸付日	貸付種別	申込締切日
15日送金	普通貸付・特別貸付	当該貸付日の属する月の1日まで
月末前日送金	普通貸付・特別貸付	当該貸付日の属する月の15日まで
	住宅貸付	当該貸付日の属する月の5日まで
当該資金を必要とする日	特別(入学)貸付	申込随時

○別表2

貸付限度額		最低保証額	
組合員期間	月数	組合員期間	最低保証額
1年以上6年未満	7月	3年未満	100万円
6年以上11年未満	15月	3年以上7年未満	400万円
11年以上16年未満	22月	7年以上12年未満	700万円
16年以上20年未満	28月	12年以上17年未満	900万円
20年以上25年未満	43月	17年以上	1,100万円
25年以上30年未満	60月		
30年以上	69月		



お問い合わせ先 福祉課 ☎048-822-3305